

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う 米国への FATCA 報告等の申告期日延長について

2020 年 3 月 30 日

2020 年 3 月 13 日、新型コロナウイルス感染症(Coronavirus Disease 2019: 以下「COVID-19」)の世界的流行を受け、米国大統領は、国家非常事態を宣言した。当宣言では、米国財務省に対して、COVID-19 により著しく影響を受ける米国人の税務申告書の申告期日への救済措置を講じるよう指示された。2020 年 3 月 25 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、モデル 2 の政府間協定 (Intergovernmental Agreement: 以下「IGA」) に基づく外国金融機関 (Foreign Financial Institutions: 以下「FFI」) 及び参加 FFI に義務付けられている、FATCA 報告 (様式 8966 「FATCA Report」) の申告期日を延長する FAQ Q4 を公表した。本ニュースレターでは、IRS により公表された FATCA 報告の申告期日延長に関する概要を記載すると共に、一部の QI (Qualified Intermediary、適格仲介人) 及び FFI である日本の金融機関により申告されているであろうその他関連する米国における税務申告書様式の期限について簡便的に記載する。

#### 1. FATCA 報告

##### (1) 様式 8966 「FATCA Report」

2019 年対象の FATCA 報告の申告期日は、2020 年 3 月 31 日であったが、2020 年 7 月 15 日まで自動延長される。当延長に際して、FATCA 報告の延長申請様式 (様式 8809-I 「Application for Extension of Time」) の提出は不要とされている。

IRS により公表された FAQ は、[こちら](#)を参照されたい。

##### (2) デロイト トーマツによる見解

上記 1(1)に記載される申告期日の延長は、同意口座報告に限り適用されるものであり、不同意口座報告に関しては、IGA にて規定されている期日までの申告が必要となるため、上記の申告期日延長は不同意口座報告には適用されない (不同意口座報告の申告期日: 2020 年 3 月 31 日) と考える。また、今回の FATCA 報告の申告期日延長措置の対象は、報告モデル 2 FFI 及び参加 FFI に限り、米国源泉徴収義務者に対して当該措置は適用されない。

#### 2. その他関連する税務申告書

2019 年対象の米国連邦所得税申告・納付期日が、2020 年 4 月 15 日である納税義務者には、2020 年 7 月 15 日までの自動延長措置が適用される。当該延長措置には、2020 年 4 月 15 日が期日となる 2020 年対象の予定納税も含まれる。

米国財務省及び IRS により公表された通達「Notice 2020-18」の詳細は、[こちら](#)を参照されたい。併せて、IRS により公表された FAQ については、[こちら](#)を参照されたい。

##### (1) 様式 1042/1042-S 「Annual Withholding Tax Return for U.S. Source Income of Foreign Persons / Foreign Person's U.S. Source Income Subject to Withholding」

当該延長措置の対象外となる。

##### (2) 様式 1120-F 「U.S. Income Tax Return of a Foreign Corporation」

当該延長措置の対象となる。州所得税申告・納付期日については、各州への問い合わせが求められる。

##### (3) 様式 1040 「U.S. Individual Income Tax Return」

当該延長措置の対象となる。

##### (4) デロイト トーマツによる見解

上記 2(1)の情報申告書については、通常どおりの申告期日内対応が求められる。上記 2(2)及び(3)については、2019 年対象の米国連邦所得税申告・納付期日が 2020 年 4 月 15 日である納税義務者に適用される延長措置であることから、暦年ベースの税務申告書を申告している者への措置であると考えられる (暦年ベースではない税務申告書を申告していない者には適用されない)。

#### おわりに

COVID-19 の世界的流行、そして感染拡大収束の見通しが見えない中、金融業界含む多くの業界が様々な影響を受けることが想定されるが、今後も何らかの救済措置が講じられる可能性が高いと考えられる。本ニュースレターに記載されている

内容は現時点における救済措置であるため、デロイトトーマツでは、米国政府及び税務当局の動向を注視し、情報発信を継続していく姿勢である。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001